

経営者・管理者・リーダー向け ハラスメント ミニ研修

6月から「パワハラ防止法」スタート！

労働施策総合推進法の改正により6月1日から、「職場におけるパワハラ防止のための措置」を講じることが事業主の義務となりました(中小事業は、令和4年4月1日から義務化されます)。これによって、「パワハラ」が法律として規定されました。「パワハラ」とは①優越的な関係を背景として②業務上必要かつ相当の範囲を超えた③労働者の就業環境が害される言動とされています。それらは具体的にはどういった内容なのか、必要な「指導」とハラスメントの線引きはどこなのか、ハラスメントによるトラブルが発生しないために**会社が行う必要がある措置・対応**とは何なのか等をお伝えいたします。「セクハラ」「マタハラ」についても、より内容が強化されています。ぜひ今回の研修をご利用ください。

研修概要

日程 8月26日(水) 15:00~17:00

(受付開始 14:45~)

会場 庄司茂事務所(神戸)7階

参加費 5,000円 顧問先様 無料

講師 庄司茂事務所 谷口 陽香

ご参加は5社(1社2名まで)までとさせていただきます



研修お申し込み用紙

場所

神戸事務所7階セミナールーム:神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル

研修会場は可能な限り換気を行い、テーブル間の一定距離の確保、消毒液の設置、職員のマスク着用などの**感染対策**を実施します。なお、やむを得ず日程の変更 又は中止となる場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

社会保険労務士法人 庄司茂事務所

☎0120-66-8050

会社名

業種

会社情報

〒

従業員数

TEL

FAX

E-Mail

ご参加者①

御芳名

御役職

ご参加者②

御芳名

御役職

お申込みFAX: 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)

・お申し込み用紙にご記入いただきました個人情報は弊事務所関連以外には使用いたしません。

・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。



社会保険労務士法人
庄司茂事務所